DPC
『包括評価(DPC)』による医療費の計算(支払)のご案内

当院は「DPC」の対象病院です。
そのため入院医療費は、『包括評価(DPC)』により計算されます

入院されている方々に置かれましては、本制度をご理解いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先　医事課　入院係

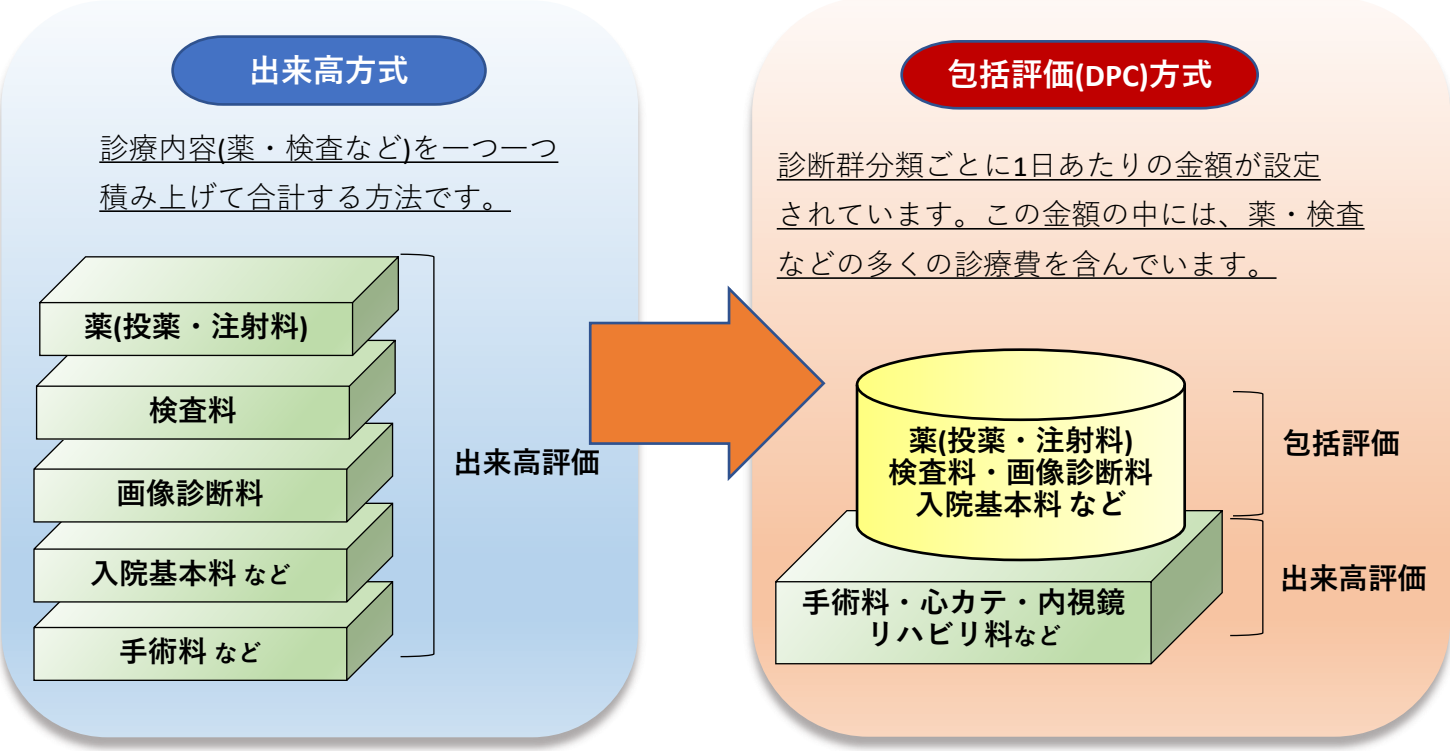

Q1　DPCという計算方法により、医療費はどのように変わるのですか?

DPCとは、診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院される患者さんの病気、病状をもとに、処置などの内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する方法です。

1日当たりの定額の点数は、診断群分類と呼ばれる区分ごとに、入院日数に応じて定められています。また、この1日当たりの定額の点数に含まれるのは、入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断などで、手術等については、「出来高払い方式」で計算されます。

患者さんがこの計算方法の対象となるかどうかは、病名や診療内容によって異なります。

Q2 医療費の支払い方法はどうなりますか?

一部負担金の支払い方法は、従来と基本的に変わりありません。

ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、請求額が変動することとなるため、退院時等に前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。

Q3 全ての入院患者がこの計算方式の対象となるのですか?

患者さんの病名や治療の内容に応じて分類される診断群分類のいずれかに患者さんのご病気が該当する場合に計算方式により医療費を計算します。

ご病気が、この診断分類のいずれにも該当しない場合には、出来高方式の医療費の計算方法となります。

Q4 具体的に支払いはどうなるのですか?

例えば、急性虫垂炎での虫垂炎切除手術等を行った場合(5日入院)の具体的なイメージを例示いたします。あくまでも例示でございますので、全ての急性虫垂炎に当てはまるものではありません。

- **一日当たりの点数**　1日目～3日目　3,315点
  4日目～5日目　2,450点
- **医療機関別係数**　当院　1.5089

(算定内訳)

- **包括評価** = (3,315点×3日＋2,450点×2日) × 1.5089 = 22,400点 ・・・・・・①
- **出来高評価** = 21,553点(虫垂炎切除術等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②
- **合　計** = ① ＋ ② = 43,953点 (1点10円)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③

患者さん負担額 (3割負担の患者さん)	=	③	×	**3割**	= **131,860円**

注) 手術、一部の処置・検査等は実施された項目に応じて包括評価とは別に「出来高払い方式」により算定されます。また、包括評価の点数は、入院日数に応じて異なります。
なお、病院毎に一定の係数(医療機関別係数)が定められており、同一診断・治療でも病院によって医療費の総額が異なりますのでご留意ください。

2021年3月現在